

新型コロナウイルス感染症への機動的対応に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症については、5月25日に緊急事態宣言が解除され、段階的な社会経済活動の回復に向けた取組が進んでおりますが、5月の有効求人倍率がオイルショックに次ぐ下げ幅となるなど、足下の雇用情勢・経済情勢は厳しさを増している状況にあり、さらに東京都をはじめとして全国で感染者数が増加に転じるなど、社会経済活動への深刻な影響の長期化がますます懸念される状況にあります。

こうした状況等を踏まえ、取り急ぎ、第2次補正予算で計上された「新型コロナウイルス感染症対策予備費」の活用を含めた機動的な対応について、下記のとおり緊急に要望します。

記

1. 雇用調整助成金の緊急対応期間（本年9月30日まで）について、事業活動の回復が十分でない業種においては、引き続き雇用を維持しつつ従業員を休業させざるを得ない状況にあることから、地域の雇用を維持するため、さらなる期間の延長を図るとともに、早急に対応方針を示すこと。
2. 地方の雇用不安を払拭するため、解雇・雇止めになった失業者の方に対する仕事づくり（緊急雇用創出）事業のみならず、今回はその対象を在職者にも拡充し、年度をまたいで柔軟に運用できる、リーマンショック時を上回る新たな仕事づくり基金制度を創設する等、未来に繋がる雇用創出対策を緊急に講じること。
3. 民間金融機関の実質無利子・無担保融資における現在4,000万円の融資限度額について、比較的大きな資金需要がある中小企業等の資金繰りを迅速かつ円滑に支援するため、日本政策金融公庫の制度と同様に、実質無利子となる限度額を2億円へと引き上げること。
4. 学校休業の影響による学習の遅れを取り戻すため、夏休みの短縮やカリキュラムの工夫等、我が国の未来を担う子ども達の「学びの保障」を支えるべく取り組んでいる教育現場に対し、医療・介護の現場への対応も参考としつつ、さらなる支援措置等を講じること。

令和2年7月10日

京都府知事 西脇 隆俊